平成	年	(ル・	ナ)	第	号

取立(口完了) 届

東京地	也方裁判所	行民事第2	2 1 部	中				
		7	乙成	年	月	日		
			申立	立債権者				印
	債 権	者						
	債 務	者						
	第三債務	绪						
	→上記	事件の各	当事者が後	複数いる場	易合,本取	立てに対応で	する当事者を特定し	て記載してください
	:記当事者 た。	信間の債権	產差押命令	うに基づ	き,債権	者は第三債	責務者から次のと	おり取り立て
	平成	年	月	日	金			円
	平成	年	月	日	金			円
	平成	年	月	日	金			円
	別紙取立	工一覧表の	つとおり	→本書	面と取立-	一覧表を左側	2ヶ所でホチキス」	上めしてください。
2 %	お、上記	2第三債務	答者につい	て、				
	取立ては	は継続して	て行います	た。				
	差押債	養権額					円	
	取立界	計額					円	
	残	額					円	
	差押債権	女額全額0	の取立てを	を完了し	ました。			
			の取立て すください		ていま	せんが,以	降の取立ての予算	定はありません。

- ※ 該当する部分の□にチェックを入れてください。
- ※ 取立完了の場合(債権差押命令の各当事者が複数いる場合は、その全ての取立てが完了した場合)には、2の「□差押債権額全額の取立てを完了しました。」だけではなく、標題の「(□完了)」にもチェックを入れてください。

取 立 一 覧 表

取 立 日	取 立 金 額	備考
合 計 額	金 円	

取立届, 取立完了届について

- 1 取立届と取立完了届の違い
 - ① **取立完了届は差押債権目録記載の金額**(以下「差押額」といいます。)**全額を回収した** 場合にのみ提出してください。一部でも残額があるときは取立届を提出してください。
 - ※ 債権差押命令の各当事者が複数いる場合は、その全ての取立てが完了した場合にのみ 取立完了届を提出していただくことになりますのでご注意ください。
 - ② 取立てが複数回にわたり、最終的に差押額全額を回収できたときは、最後に取立完了届を 提出していただくことになります(後記3をご参照ください。なお、差押額全額の回収がで きていない場合は、以降の取立ての予定がなかったとしても「取立完了」にはなりませんの でご注意ください。)。

なお、取立完了にならないと事件は終了しないので、**今回の命令に基づいて取立てができなかった金額について別途強制執行の申立てをするためには、今回の事件の取下書、債務名義等還付申請書を提出していただく必要があります。**

2 記載方法

- ① **印鑑は、申立書作成時のものと同一のものを必ず使用してください。**紛失した場合は、 実印を使用し、印鑑証明書を添付してください。
- ② 当事者のうち、支店があるものについては支店名まで記載してください。
- ③ 取立てが多数回にわたる場合には、取立一覧表をご利用ください(取立(完了)届にホチキス止めしてください。)。また、差押債権が給料等の継続するものについては、その支払期を備考欄に記載してください。
- ④ 同じ事件で以前にも取立届を提出している場合,提出済みの取立届に記載した取立内容を 1欄に記載していただく必要はありません。
- ⑤ 2欄の取立累計額,残額欄については,以前に取立届を提出している場合,提出済みの取立届に記載した取立金額も合わせて算出した金額を記載してください。
- ⑥ 取立届はファクシミリ送信も可能ですが、**取立完了届は原本を提出していただく必要が** ありますので郵送してください。
- 3 例(債務者, 第三債務者が1名ずつの場合)
 - ① 預貯金の差押えで、差押額10万円、取立額5万円の場合
 - → 取立届(5万円)を提出する(事件は終了しません。)。
 - ② ①の例で、取立額10万円の場合
 - → 取立完了届(10万円)を提出する(事件終了となります。)。
 - ③ 給与等の差押えで、差押額45万円、1~4回目の取立額10万円、5回目(最後)の取 立額5万円の場合
 - → 1~4回目は取立届(10万円), 5回目は取立完了届(5万円)を提出する。